

小樽商科大学大学院商学研究科の専攻間における授業科目の履修に関する要項

(目的)

第1 この要項は、小樽商科大学大学院商学研究科履修細則第13条第3項に基づき、現代商学専攻博士前期課程とアントレプレナーシップ専攻の協議により教育上有益と認められる場合に、学生が当該専攻間において他の専攻における授業科目を履修することに関する必要な事項を定める。

(授業科目)

第2 各専攻が提供する授業科目は、次に掲げるものとする。

(1) 現代商学専攻博士前期課程

科目区分「アカデミック・トレーニング科目（研究方法論を除く）、基本科目、発展科目」における現代商学専攻教務委員会が提供を承認した授業科目

(2) アントレプレナーシップ専攻

科目区分「基礎科目、発展科目」におけるアントレプレナーシップ専攻教務委員会が提供を承認した授業科目

(履修の時期)

第3 履修の時期は、現代商学専攻の学生にあっては1年次後期からとし、アントレプレナーシップ専攻の学生は2年次前期からとする。

(履修手続き)

第4 授業科目の履修の手続きは、別に定める。

(単位)

第5 当該専攻の学生が、他の専攻の授業科目を履修し、修了所要単位に算入できる単位は4単位以内とし、当該修得単位数は、大学院学則第10条第1項及び第21条第1項に定める他の大学院における授業科目の履修等の単位数に含めるものとする。

(授業の実施形態)

第6 この要項による授業は、当該専攻の実施形態により行う。ただし、授業担当教員が認める場合は、必要に応じて変更することができる。

(その他)

第7 この要項に定めるもののほか、専攻間における授業科目の履修に関しては、現代商学専攻教務委員会及びアントレプレナーシップ専攻教務委員会の協議により定める。

附 則

この要項は、平成21年2月12日から施行する。